

高知県資源回復支援交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号）第24条の規定に基づき、高知県資源回復支援交付金（以下「交付金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 県は、水産業及び漁村の持つ水産多面的機能の発揮を図ることを目的として国が定める水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱（平成25年5月16日付け25水港第123号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）、水産多面的機能発揮対策交付金実施要領（平成25年5月16日付け25水港第124号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）及び水産多面的機能発揮対策交付金実施要領の運用（平成25年5月16日付け25水港第125号水産庁長官通知。以下「要領運用」という。）に基づき実施する事業に要する経費について、高知県環境生態系保全対策地域協議会（以下「交付事業者」という。）に対して、予算の範囲内で交付金を交付する。

(交付金の交付対象経費及び交付率)

第3条 交付金の交付対象となる経費及びそれに対する交付率は、次の表に定めるとおりとする。

交付金事業	経費の内容	交付率
高知県資源回復支援交付金事業	要領運用の第6の2に定める対象活動組織（以下「活動組織」という。）が行う水産多面的機能発揮対策事業（要領運用の別表1に定める④干潟等の保全に係る事業）のうち、浦ノ内湾における潮干狩りの再開等による交流人口の拡大を目的としたアサリ資源回復の事業に要する要領運用の第9の（2）に定める経費に対し、交付事業者が交付する経費	事業に要する経費の15パーセント以内

(交付金の交付の申請)

第4条 交付事業者は、前条に規定する交付金事業に係る交付金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による交付金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 交付事業者は、前項の交付金交付申請書を提出するに当たっては、活動組織について、当該交付金に関する消費税仕入控除税額等（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付金の交付の条件)

第5条 交付金の目的を達成するため、交付事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 交付金の交付を受けた交付事業者は、交付金に関する経理についての収支を明確にした証拠書類等を整備し、かつ、これらの書類等を交付金の交付の決定のあった会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- 知事は、交付金に関して必要があると認めるときは、交付事業者に対して報告を求め、又は県職

員に帳簿等その他の関係書類を検査させることができること。

- (3) 交付金事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、交付金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図ること。
- (4) 交付金事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に規定する耐用年数に相当する期間内において、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (5) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (6) 交付金事業を行うために締結する契約等については、県が行う契約手続の取扱いに準じて適切に行わなければならないこと。
- (7) 交付金事業の実施に当たっては、別表に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方又は間接交付事業者としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(交付金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条の規定による申請が適当であると認めるときは、交付金の交付を決定し、当該交付事業者へ通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

- 2 知事は、前項の規定により交付を決定する場合において、必要があるときは、条件を付することができる。

(交付金の変更交付)

第7条 交付事業者は、前条第1項の規定により交付決定された交付金の額を増額又は30パーセントを超えて減額する場合は、別記第2号様式による交付金変更交付申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の規定による申請が適当であると認めるときは、交付金の変更交付を決定し、当該交付事業者へ通知するものとする。

(交付金の交付の中止又は廃止)

第8条 交付事業者は、交付金の交付を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ別記第3号様式による交付金中止承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(概算払)

第9条 知事が必要があると認めるときは、交付金の一部又は全部を概算払により支払うことができるものとする。

- 2 交付事業者は、前項の規定に基づき概算払により交付金の交付の請求をしようとするときは、別記第4号様式による交付金概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書)

第10条 交付事業者は、交付金事業を完了したときは、その完了の日から起算して30日を経過した日又は交付金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに別記第5号様式による交付金実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、年度内に交付金事業が完了しない場合又

は交付金事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

- 2 交付事業者は、概算払によって交付された額が精算額を上回った場合は、別記第6号様式の交付金返還申出書を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定による申出を受けた場合は、期限を付して当該交付金の返還を求めるものとする。
- 4 交付事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付申請した場合において、第1項の交付金実績報告書の提出に当たって、当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを交付金額から減額して報告しなければならない。
- 5 交付事業者は、第4条第2項ただし書の規定により交付の申請をした場合において、第1項の交付金実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該交付金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときは、その金額を速やかに任意様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

(交付金の交付の決定の取消し等)

第11条 知事は、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付事業者に対し、交付金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反した場合
- (2) 交付金の交付に関して付した条件に違反した場合
- (3) 要領運用第6の11の(1)に該当する場合
- (4) 交付事業者が別表に掲げるいずれかに該当すると認められた場合

2 知事は、前項の規定に基づき交付金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに関する部分に対する交付金が交付されているときは、交付事業者に対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(グリーン購入)

第12条 交付事業者は、交付金事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第13条 交付事業者又は補助事業に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第14条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(失効期限等)

2 この要綱は、令和6年5月31日限りで、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された交付金については、第5条第1号から第5号まで、第10条第5項、第11条及び第13条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第5条、第6条、第11条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者という。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。